

一般財団法人 総合科学研究機構

競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人総合科学研究機構（以下「機構」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることにより、競争的資金等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営・管理については、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において競争的資金等とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(組織の責任体制)

第4条 機構全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実務上の統括の責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は、常務理事とする。

3 統括管理責任者の指示に従い、競争的資金等の運営・管理について、所管するセンターにおける実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、各センター長とする。

4 研究倫理教育責任者は、総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部においては事務局長、中性子科学センターにおいては事務部長とする。

(不正防止推進部署)

第5条 競争的資金等の不正防止を推進する部署として、不正防止推進部署を置く。

2 不正防止推進部署は、総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部にあつては法人事務局、中性子科学センターにおいては事務部とする。

3 不正防止推進部署の長(事務局長、事務部長)は、センター全体の観点から実態を把握・検証し、関係者と協力して不正行為の防止を推進する。

(相談窓口)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関する制度、ルール及び事務手続き等について、機構内外から相談を受け付ける窓口として、法人事務局及び中性子科学センター事務部に相談窓口を置く。

(通報窓口)

第7条 不正行為に関する通報を受け付けるため、機構内に通報窓口を置く。

2 通報窓口は、総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部においては法人事務局、中性子科学センターにおいては事務部とする。

3 通報窓口の長(事務局長、事務部長)は、不正行為の通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

4 前3項に基づく通報経路が、不適切、不确实、不明確その他の理由から機能していないと思われる場合には、職員及び役員は、以下のいずれかに直接通報しなければならない。

- ① 最高管理責任者
- ② 監事

(調査)

第8条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けたとき、または必要に応じて、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(平成28年2月1日制定)第7条に規定する調査委員会に命じて競争的資金等の運営・管理に関する調査を行うものとする。

(不正に対する措置)

第9条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合は、次の各号の措置を行うものとする。

- ① 役員に不正行為があったと認められる場合は、最高管理責任者は、その不正の内容に応じ、必要な措置を厳正に行う。
- ② 職員等に不正行為があったと認められる場合は、その不正の内容に応じ、機構の就業規則の定めるところにより、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行う。
- ③ 役員・職員等以外の者に不正行為があったと認められる場合は、必要に応じて損害賠償請求または告訴するものとする。

(競争的資金等の管理等)

第10条 発注、納品検収、旅費、謝金等の管理は、総合科学研究センター、中性子産業利用推進センター及び新事業展開部においては法人事務局、中性子科学センターにおいては事務部（以下この条において「事務部等」という。）において行うものとし、以下の取扱いによる。

- (1) 事務部等は、請求元の依頼に基づいて物品の発注を行う。請求者本人は発注を行わない。
- (2) 事務部等は、業者が事務部に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、請求元に納品させる。
- (3) 事務部等は、役職員等からの依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- (4) 謝金は、役職員等からの依頼に基づいて謝金支払い伺いの決裁を取り、作業終了後に事実確認を行うものとする。
- (5) 事務部等は、役職員等からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。

作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

- 2 研究場所等が遠隔地にあって前項の規定により難しい場合の取扱いについては、別に定めるところによる
- 3 その他の取扱いについては、機構の定める規則等により取扱うものとする。

(監査の体制及び方法)

第11条 競争的資金等の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）等を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 理事長は、内部監査を行う法人事務局職員を指名する。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の監査並びに購入物品の使用状況等に関する役職員等からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育)

第12条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）等を踏まえ、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての役職員等にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないこと等を盛り込んだ誓約書を提出させる。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）等を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関して必要な事項

は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年9月22日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年9月15日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。